

## 議案第 6 3 号

佐野市気候変動対策推進協議会条例の制定について  
佐野市気候変動対策推進協議会条例を次のように定めます。

令和 6 年 6 月 7 日提出

佐野市長 金 子 裕

### 佐野市気候変動対策推進協議会条例 (設置)

第 1 条 気候変動（気候変動適応法（平成 3 0 年法律第 5 0 号。以下「法」という。）第 1 条に規定する気候変動をいう。以下同じ。）に起因して生ずる影響に関し市がその対策として実施する気候変動緩和（温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収量の維持及び増加をいう。以下同じ。）及び気候変動適応（法第 2 条第 2 項に規定する気候変動適応をいう。以下同じ。）の取組を効果的に推進するため、佐野市気候変動対策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

#### (所掌事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 気候変動緩和及び気候変動適応の取組の推進に関する基本的施策及び課題に関すること。
- (2) ゼロカーボンシティの実現に向けたロードマップに関すること。
- (3) 法第 1 2 条の規定に基づき策定する佐野市気候変動適応計画に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、気候変動に起因して生ずる影響に係る対策の推進に関し必要があると認める事項

#### (組織)

第 3 条 協議会は、委員 3 0 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 気候変動対策に関し識見を有する者
- (2) 公募に応じた者
- (3) 関係団体に属する者のうち当該団体の推薦を受けた者
- (4) 関係事業者に関し属する者のうち当該事業者の推薦を受けた者
- (5) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 市長は、前条第2項第3号又は第4号に掲げる委員が推薦を受けた団体又は事業者を脱退したときは、当該委員を解嘱することができる。

(専門部会)

第5条 協議会は、専門的事項を審議し、又は調査研究するため専門部会を置くことができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

佐野市気候変動対策推進協議会を設置するため本条例を制定したいので提案するものです。